

内航海運暫定措置事業に係る検討について

本懇談会における検討項目のうち、内航海運暫定措置事業については、船腹需給の適正化や競争的市場環境の整備の観点で重要な政策課題である。

今後の同事業のあり方の議論に際しては、まず、船齢１５年超船舶の取扱い、平成１５年度以降の納付金・交付金の単価の設定等、専門的な観点で早急にその取扱いを決定すべき具体的な課題があり、これらの取扱いを踏まえた検討が必要となる。

このため、同事業に係る検討については、本懇談会の下に、特に関係のある者から成る検討組織（「暫定措置事業部会」）を設置し、検討を行うこととする。

なお、同部会での検討の結果は、本懇談会に報告の上、「次世代内航海運ビジョン」に盛り込むものとする。

○ 暫定措置事業部会における検討について

１．検討項目

- （１）暫定措置事業のこれまでの評価
- （２）船齢１５年超船舶の取扱い、納付金・交付金の単価等当面の暫定措置事業の課題整理
- （３）暫定措置事業の今後のあり方

２．検討メンバー（敬称略）

学識経験者	東京理科大学教授	加藤 俊平
	城西大学非常勤講師	中泉 拓也
内航海運事業者	日本内航海運組合総連合会	
	他内航関係５組合	
荷主団体	日本鉄鋼連盟	
	石油連盟	
	セメント協会	
金融機関等	運輸施設整備事業団	
	商工組合中央金庫	

（事務局：海事局国内貨物課）

３．検討スケジュール

９月以降計３回程度開催し、１月の本懇談会第４回会合を目途に検討結果の報告を行う。